

基安安発0127第3号
平成24年1月27日

都道府県労働局労働基準部
安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

降積雪期における労働災害防止対策の徹底について

豪雪となっている今冬は、屋外の移動中における積雪・凍結等による転倒、事業場等の建物の屋根での除雪作業中の墜落・転落等の労働災害が相次いで発生しているところである。東日本大震災の復旧・復興事業でダンプトラックや建設機械が被災地に出向いていることもあって、地方自治体の除雪が追いつかず、除雪の遅れが深刻化していると言われていたことから、今後も積雪等に起因する労働災害の増加が危惧されるところである。

積雪等に起因する労働災害を防止するため、平成23年1月14日付け基安安発0114第1号「降積雪期における労働災害の防止について」により指示している事項に加えて、下記事項に留意の上、労働災害防止対策の徹底を図らねたい。

記

- 1 屋外の移動中における転倒等の労働災害防止について
 - (1) 作業通路・移動通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。
 - (2) 屋外に通じる階段には滑り止めを設けること。
 - (3) 凍結が予想される場所には、凍結防止剤を散布すること。
 - (4) 滑りにくい靴を着用すること。
 - (5) 転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。

- 2 事業場等の建物の屋根での除雪作業における墜落等の労働災害防止について
 - (1) 気象条件に十分注意し、大雪、大雨、強風等の場合や、気温の急激な上昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。

- (2) 屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、上部の固定等転位の防止措置を講ずること。
- (3) 墜落の危険のある高さ2メートル以上の屋根上又ははしご上で除雪作業を行う場合は、親綱等を設け、安全帯を使用し、墜落・転落を防止すること。
- (4) 屋根上での除雪作業に当たっては、屋根の先端を識別できるようにして、屋根の先端には近づかないようにすること。また、作業の合図を徹底し、屋根上と軒下の同時並行作業は行わないこと。
- (5) 軒下での除雪作業は、軒先の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落下させる等の措置を講じた上で作業を行うこと。
- (6) 除雪作業に際しては、保護帽を着用すること。

3 上記2を除く屋外での除雪作業における労働災害防止について

- (1) 大雪や吹雪等の悪天候時には作業を行わないこと。
- (2) 除雪中に視界が悪くなったときには作業を中止すること。
- (3) 除雪車等を使用する場合は、必要に応じ誘導者を配置し、誘導者には、運転者が容易に認識できる色彩の服装を着用させるとともに旗を持たせること。
- (4) 長期間使用していない除雪機械を使用する場合は、作業前の点検及び操作方法の確認を行うこと。
- (5) 路肩等から転落の危険がある場合には、ポール等の標識を設置すること。

4 建設工事現場における積雪を原因とした倒壊等の労働災害の防止について

- (1) 足場、架設通路等の仮設物が積雪により倒壊することのないよう、適切な時期に除雪を行うこと。
- (2) 仮設物から積雪を除去する際には、必ず安全帯を使用し、滑りにくい靴を着用するとともに、上層から下層に向けて作業を行うこと。
なお、上層での作業の場合は下層等に立入禁止区域を設定し、労働者の立入りを禁止すること。
- (3) 急激な積雪により仮設物が倒壊するおそれがある場合は、労働災害の発生を防止するため、高所作業車の使用等倒壊のおそれのある仮設物に労働者を近づけない方法による除雪を実施すること。